

公示送達書

下記の者については、住所等が不明であり下記の書類が送達できないため、塩谷町長がこれを保管しておりますので、受領権限を有する者についてはいつでも交付しますので、来所のうえ受領ください。

なお、地方税法第20条の2の規定により、公示をした日より7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 7年 2月20日

栃木県塩谷郡塩谷町長 見形 和久

令和6年度町国民健康保険税第7期督促状
送達を受けるべき者の住所、氏名及び書類の名称

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生575番地4	大島 敏夫
ベトナム	KHUC THI LINH
栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生481番地	田代 勇
ベトナム	TRAN THI THUAN
栃木県塩谷郡塩谷町大字大宮888番地1	WANG XU
栃木県塩谷郡塩谷町大字大宮888番地1	ZHANG BOFENG

公示送達書

下記の者については、住所等が不明であり下記の書類が送達できないため、塩谷町長がこれを保管しておりますので、受領権限を有する者についてはいつでも交付しますので、来所のうえ受領ください。

なお、地方税法第20条の2の規定により、公示をした日より7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

令和 7年 2月20日

栃木県塩谷郡塩谷町長 見形 和久

令和6年度町県民税第4期督促状

送達を受けるべき者の住所、氏名及び書類の名称

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生575番地4

大島 敏夫

ベトナム

KHUC THI LINH

栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生481番地

田代 勇

ベトナム

TRAN THI THUAN